# 文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律第三条第二項に規定する特定外国文化財を指定する省令 （平成十五年文部科学省令第四十三号）

文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律第三条第二項に規定する特定外国文化財として次の物件を指定する。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年四月一三日文部科学省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年四月一三日文部科学省令第一七号）

この省令は、平成三十年四月十三日から施行する。